

公営企業制度の概要と近年の動き



平成25年12月4日
総務省自治財政局公営企業課

地方公営企業の役割

地方公共団体は、一般的な行政活動のほか、水の供給や公共輸送の確保、医療の提供、下水の処理など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する様々な事業活動を行っている。こうした事業を行うために地方公共団体が経営する企業活動を総称して「地方公営企業」と呼び、サービスの生産提供に要する経費は、対価として受益者から受け取る料金収入により賄うことを原則とした、自立的な生産経済活動を行う。

事業全体に占める地方公営企業の割合

(平成23年度地方公営企業決算の概況より)

| 事業 | 指標 | 全事業 | 左記にしめる 地方公営企業の割合 | 地方公営企業の 事業数 (総数8,754) |
|-------|---------|-----------------------|---------------------|-----------------------------|
| 水道 | 現在給水人口 | 1億2,559万人 | 99.5% | 2,133 |
| 工業用水 | 年間総配水量 | 44億83百万m ³ | 99.9% | 152 |
| 鉄道 | 年間輸送人員 | 226億69百万人 | 13.2% | 10 |
| 自動車運送 | 年間輸送人員 | 44億58百万人 | 21.1% | 35 |
| 電気 | 年間発電電力量 | 8,574億5百万kWh | 1.0% | 63 |
| ガス | 年間ガス販売量 | 1兆5,033億MJ | 2.3% | 29 |
| 病院 | 病床数 | 1,583千床 | 12.7% | 646 |
| 下水道 | 汚水処理人口 | 1億811万人 | 93.4% | 3,625 |

その他に、軌道、船舶、港湾整備、市場、と畜場、観光施設、宅地造成、有料道路、駐車場、介護サービスなどの事業がある。

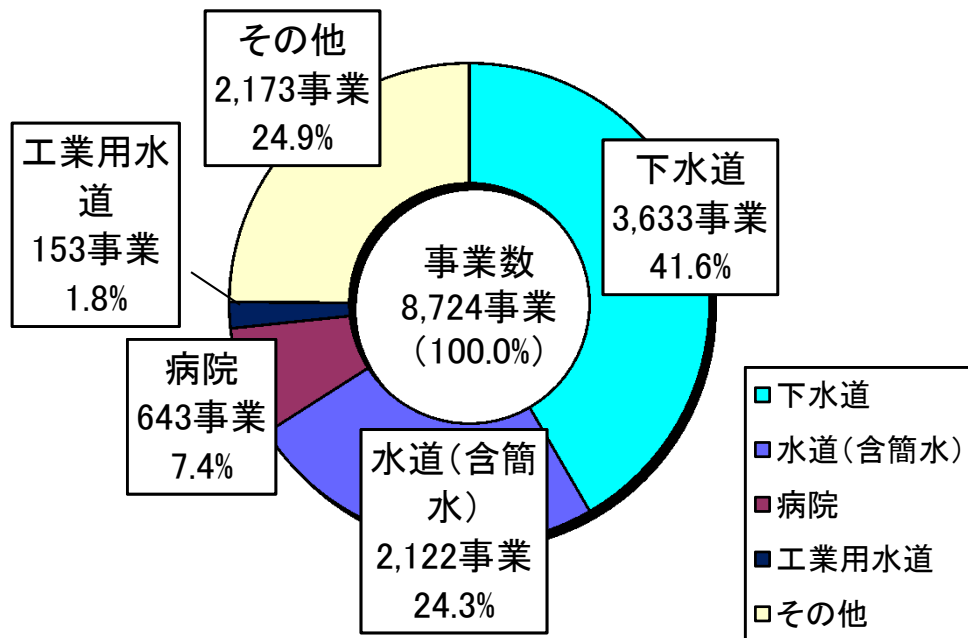
地方公営企業の事業数

事業数は、平成24年度末現在8,724事業で、事業別にみると、下水道事業が最も多く、次いで水道事業、病院事業となっている。

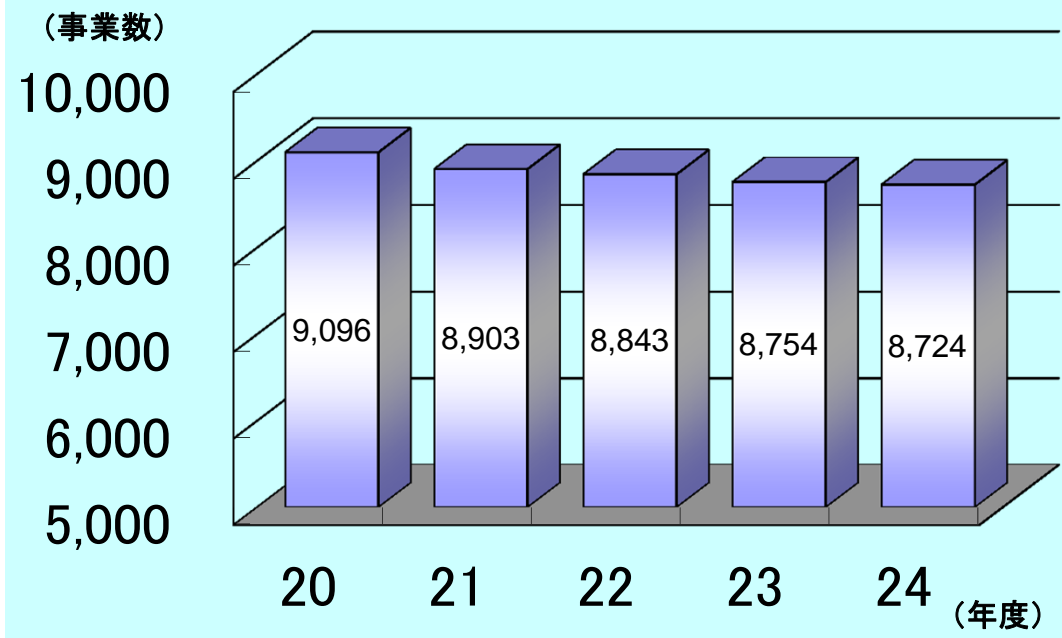
前年度と比較すると、全体で30事業、0.3%減少している。

なお、過去5年間の推移をみると、平成20年度の事業数と比較して372事業、4.1%減少となっている。

地方公営企業の事業数の状況(平成24年度末)



地方公営企業の事業数の推移



地方公営企業の職員数

職員数は、平成24年度末現在34万4,283人で、平成12年度をピークに毎年減少しており、過去5年間の推移をみると、平成20年度の職員数と比較して2万4,355人、6.6%減少となっている。

事業別にみると、病院事業が最も多く、次いで水道事業、下水道事業、交通事業となっている。

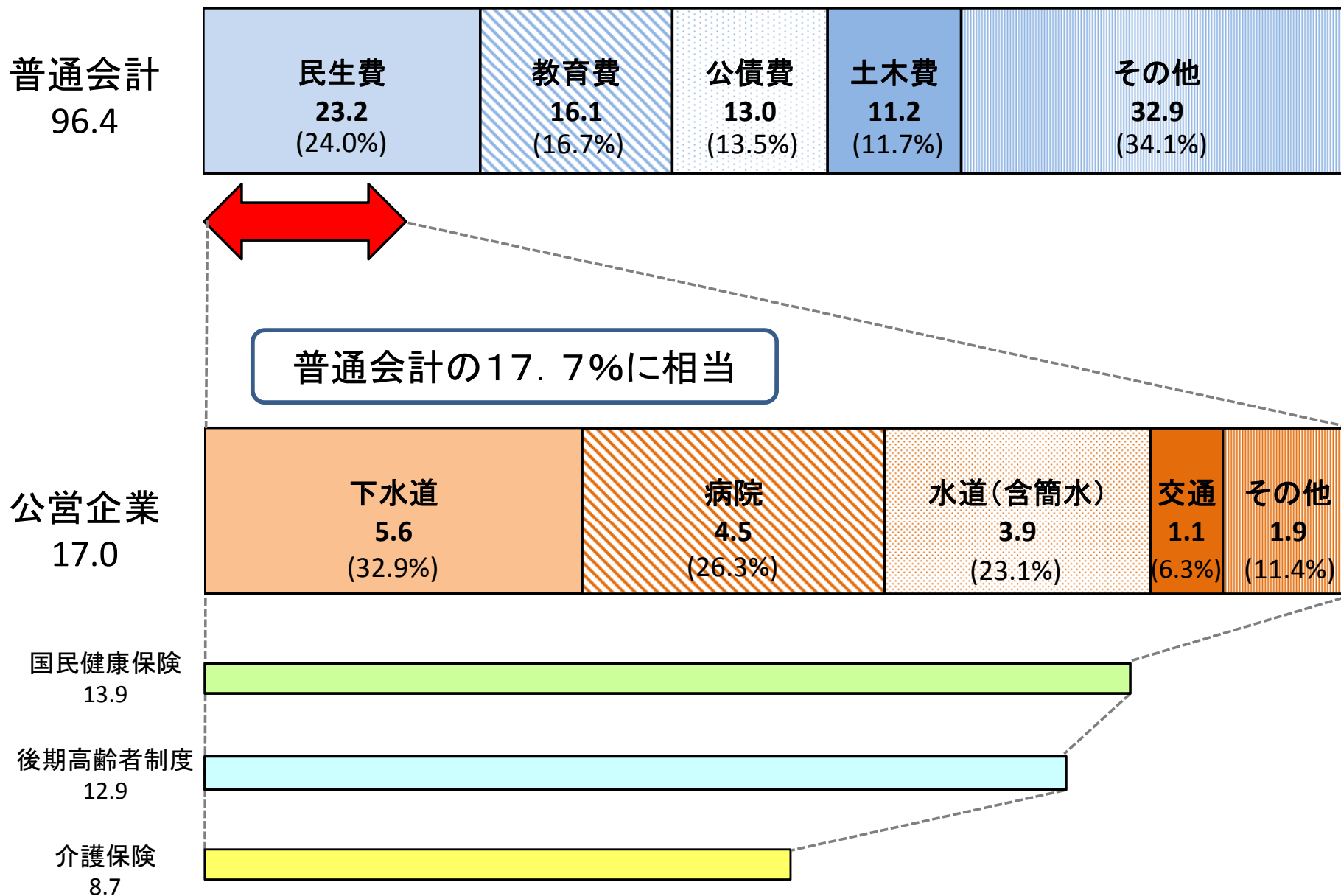
地方公営企業の職員数の推移

(単位：人、%)

| 事業 | 年度 | | | | | 対前年度比較 | | (参考) 対平成20年度比較 | | 24年度における 1事業あたり 職員数 |
|----------|-----------|---------|---------|-----------|-----------|----------------|------------------------|-------------------|------------------------|---------------------------|
| | 20 (A) | 21 | 22 | 23 (B) | 24 (C) | 増減数 (C)-(B) | 増減率 ((C)-(B)) / (B) | 増減数 (C)-(A) | 増減率 ((C)-(A)) / (A) | |
| 水道 (含簡水) | 53,275 | 51,655 | 50,023 | 49,105 | 48,030 | △ 1,075 | △ 2.2 | △ 5,245 | △ 9.8 | 22.6 |
| 工業用水道 | 1,893 | 1,836 | 1,775 | 1,738 | 1,725 | △ 13 | △ 0.7 | △ 168 | △ 8.9 | 11.3 |
| 交通 | 29,259 | 28,389 | 27,978 | 27,330 | 26,701 | △ 629 | △ 2.3 | △ 2,558 | △ 8.7 | 287.1 |
| 電気 | 1,980 | 1,899 | 1,811 | 1,793 | 1,776 | △ 17 | △ 0.9 | △ 204 | △ 10.3 | 27.3 |
| ガス | 1,307 | 1,211 | 1,133 | 1,106 | 1,082 | △ 24 | △ 2.2 | △ 225 | △ 17.2 | 37.3 |
| 病院 | 227,189 | 223,797 | 218,654 | 218,553 | 218,254 | △ 299 | △ 0.1 | △ 8,935 | △ 3.9 | 339.4 |
| 下水道 | 33,467 | 32,111 | 31,044 | 30,347 | 29,597 | △ 750 | △ 2.5 | △ 3,870 | △ 11.6 | 8.1 |
| その他 | 20,268 | 18,947 | 18,607 | 17,836 | 17,118 | △ 718 | △ 4.0 | △ 3,150 | △ 15.5 | 8.6 |
| 合計 | 368,638 | 359,845 | 351,025 | 347,808 | 344,283 | △ 3,525 | △ 1.0 | △ 24,355 | △ 6.6 | 39.5 |

公営企業の決算規模(平成24年度)

(単位:兆円)



地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

健全段階

- 指標の整備と情報開示の徹底
 - ・フロー指標:実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
 - ・ストック指標:将来負担比率=公社・三セク等を含めた実質的負債による指標
- 監査委員の審査に付し議会に報告し公表

財政の早期健全化

- 自主的な改善努力による財政健全化
 - ・財政健全化計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
 - ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
 - ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

財政の再生

- 国等の関与による確実な再生
 - ・財政再生計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
 - ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
- 【同意無】
 - ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
- 【同意有】
 - ・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債(再生振替特例債)の起債可
- ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

公営企業の経営の健全化

早期健全化基準

財政再生基準

実質赤字比率

都道府県:3.75%
市町村:11.25%~15%

都道府県:5%
市町村:20%

連結実質赤字比率

都道府県:8.75%
市町村:16.25%~20%

都道府県:15%
市町村:30%

実質公債費比率

25%

35%

将来負担比率

都道府県・政令市:400%
市町村:350%

資金不足比率

20%

(公営企業ごと)

経営健全化基準

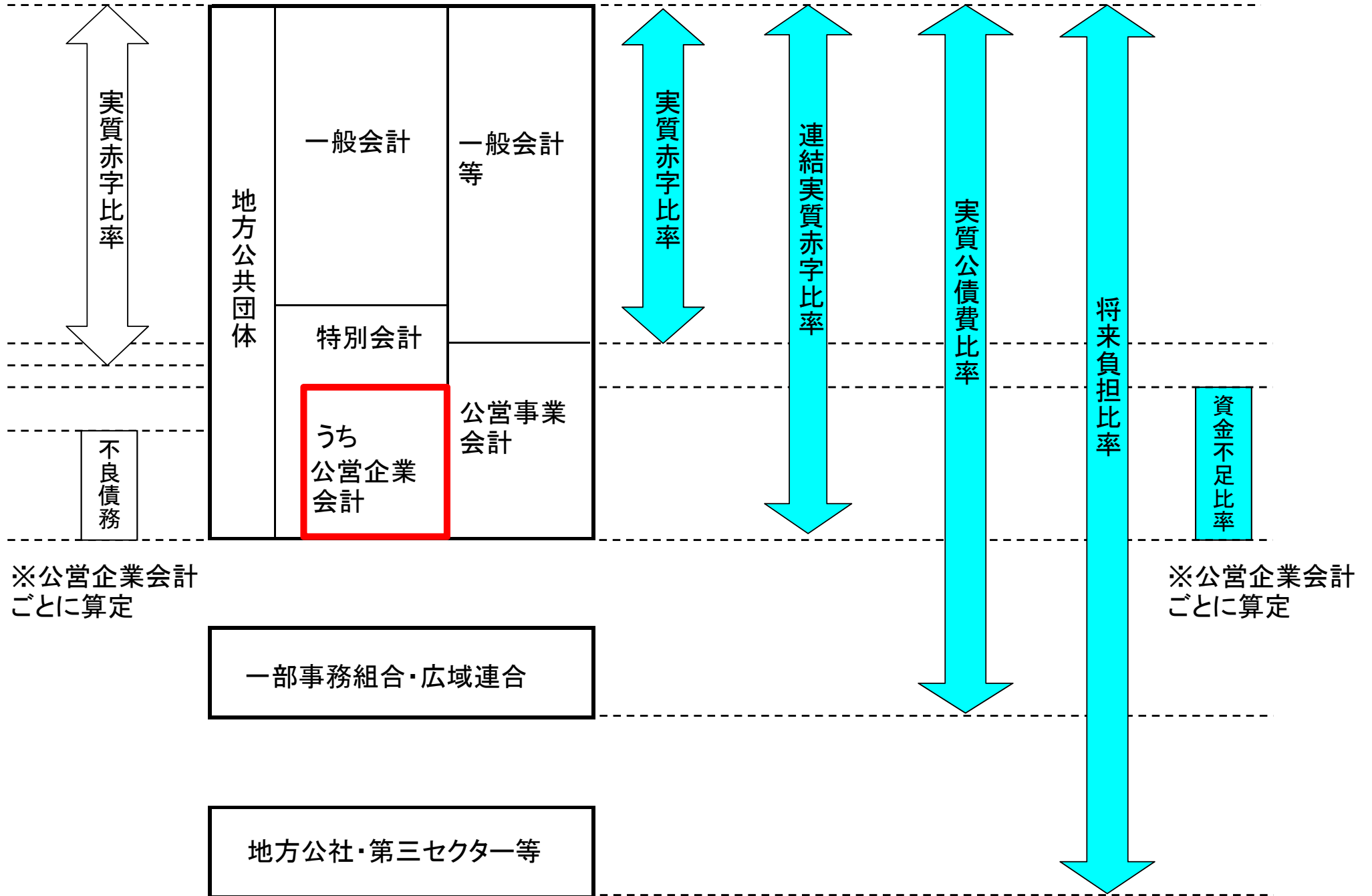
指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用

(健全財政)

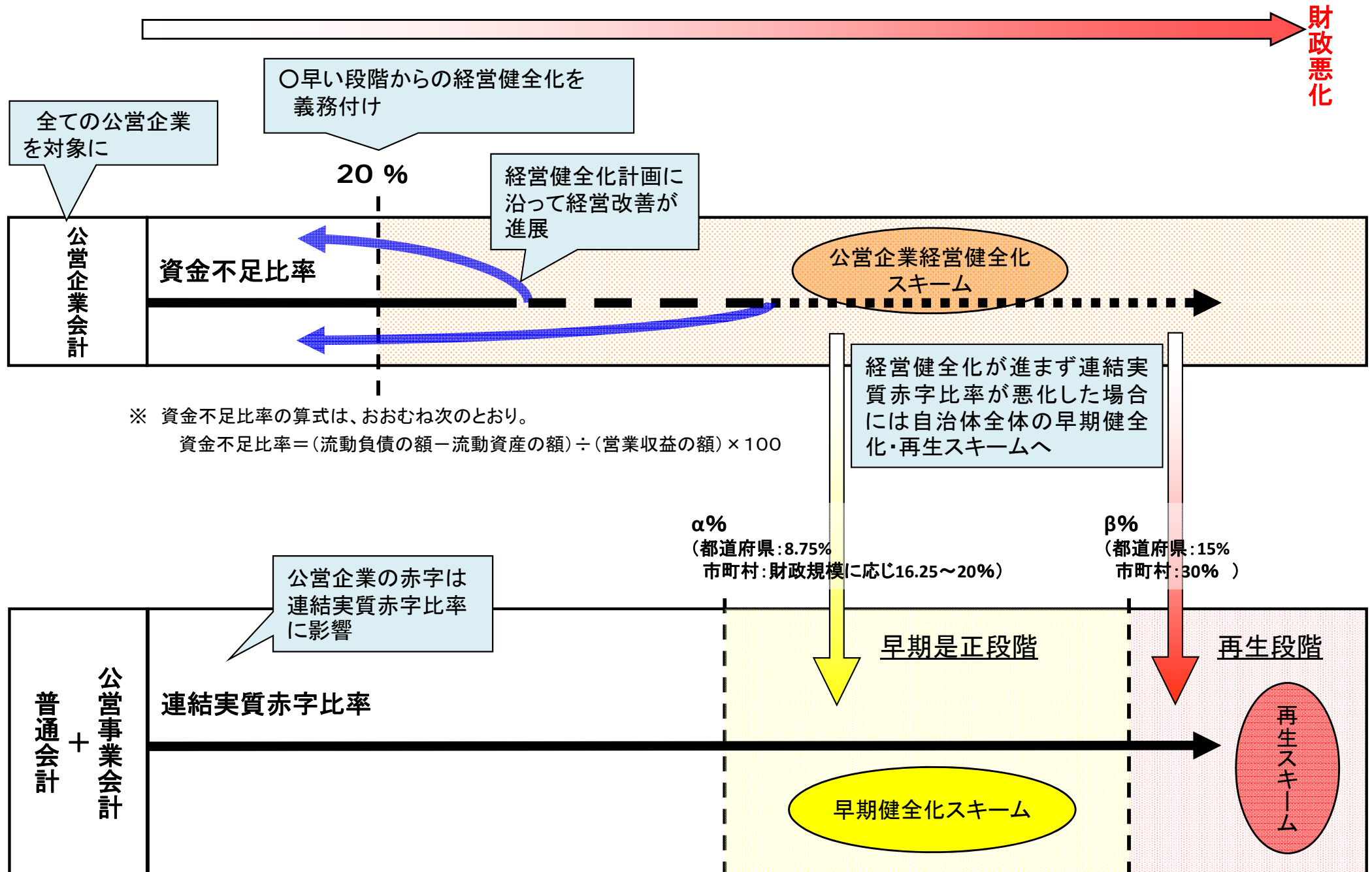
(財政悪化)

健全化判断比率等の対象について

(旧制度)



公営企業の経営健全化のイメージ



平成24年度決算に基づく健全化判断比率等の概要(確報値)

平成25年11月29日公表

資金不足比率

経営健全化基準以上である会計

156会計(H19)→61会計(H20)→49会計(H21)→38会計(H22)→36会計(H23)→20会計(H24)

- 全6,806公営企業会計(※23年度決算:全6,956公営企業会計)
- 資金の不足額がある公営企業会計は69会計(※23年度決算:88会計)

◆ 経営健全化基準以上である公営企業会計数

| | 都道府県 | 政令市 | 市区町村 | 一部事務組合等 | 合計 | H19年(参考) |
|---------|---------|---------|------------|---------|------------|-------------|
| 水道事業 | 0 / 25 | 0 / 19 | 0 / 1,211 | 0 / 95 | 0 / 1,350 | 3 / 1,406 |
| 簡易水道事業 | 0 / 1 | 0 / 6 | 0 / 789 | 0 / 4 | 0 / 800 | 6 / 937 |
| 工業用水道事業 | 0 / 41 | 0 / 9 | 0 / 95 | 0 / 9 | 0 / 154 | 0 / 150 |
| 交通事業 | 0 / 3 | 3 / 21 | 0 / 61 | 0 / 3 | 3 / 88 | 17 / 97 |
| 電気事業 | 0 / 25 | 0 / 5 | 0 / 30 | 0 / 3 | 0 / 63 | 1 / 64 |
| ガス事業 | 0 / 0 | 0 / 1 | 0 / 28 | 0 / 0 | 0 / 29 | 0 / 35 |
| 港湾整備事業 | 0 / 34 | 0 / 4 | 0 / 38 | 0 / 6 | 0 / 82 | 0 / 73 |
| 病院事業 | 0 / 39 | 0 / 16 | 4 / 480 | 0 / 77 | 4 / 612 | 53 / 668 |
| 市場事業 | 0 / 9 | 1 / 18 | 1 / 133 | 0 / 10 | 2 / 170 | 9 / 178 |
| と畜場事業 | 0 / 1 | 0 / 7 | 1 / 37 | 0 / 10 | 1 / 55 | 3 / 65 |
| 宅地造成事業 | 0 / 50 | 0 / 22 | 2 / 358 | 2 / 8 | 4 / 438 | 27 / 539 |
| 下水道事業 | 0 / 45 | 0 / 30 | 0 / 2,461 | 0 / 21 | 0 / 2,557 | 13 / 2,741 |
| 観光施設事業 | 0 / 5 | 0 / 5 | 5 / 272 | 0 / 1 | 5 / 283 | 22 / 350 |
| その他事業 | 0 / 15 | 0 / 0 | 1 / 71 | 0 / 39 | 1 / 125 | 2 / 145 |
| 合計 | 0 / 293 | 4 / 163 | 14 / 6,064 | 2 / 286 | 20 / 6,806 | 156 / 7,448 |

(注)分母は事業種類別の公営企業会計数である。

総務省による地方公営企業の改革に向けた取り組み

○公営企業は住民生活に身近な社会資本を整備し、サービスを提供する役割を果たしており、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していくためには、経営環境の変化に適切に対応し、そのあり方を絶えず見直していくことが不可欠。

<公営企業を取り巻く環境>

□人口減少 □インフラ強靱化、大量更新期の到来 □財政健全化法の施行 □地方分権改革

経営手法の検討

公営企業の抜本改革
(平成21～25年度)

→「公営企業の経営に当たっての留意事項について」
(平成21年7月8日付通知)

→第三セクター等改革推進債
(平成21年度～平成25年度)

経営のあり方について、引き続き不断の見直しを行うべき。

経営状況の把握

地方公営企業会計基準の見直し

(平成26年度予算・決算から)

→損益の認識、資産・負債の把握等が正確に出来るようになる。

地方公営企業法の適用範囲の拡大

(総務省研究会で検討中)

→現在地方公営企業法が非適用となっている公営企業にも法を適用することを検討。

経営戦略の構築

公営企業の抜本改革
(平成21～25年度)

→経営計画の策定

資本制度の見直し
(平成24年4月から)

→経営の自由度を高め、議会・住民によるガバナンスを強化。

経営戦略構築支援
(検討中)

→財務の健全性とインフラ更新の両立等のために、各企業における経営戦略の構築を支援。

公営企業の経営改革について

公営企業の抜本改革及び三セク債の活用の検討

○ 公営企業の抜本改革の検討

- 各地方公共団体においては、各公営企業の事業の特性を勘案しつつ、その経営の実態を的確に把握し、抜本的改革の推進を平成25年度までの間に集中的に行うことが望まれる。
- 公営企業の抜本改革の検討に当たっては、まず、現在公営企業が行っている事業そのものの意義、供給しているサービス自体の必要性について検討する必要があり、意義、必要性がないと判断された場合には、速やかに、廃止等を行うべきである。また、事業の継続、サービスの供給自体が必要であると判断された場合であっても、採算性の判断を行い、完全民営化・民間への事業譲渡等について検討する必要がある。
- 更に、事業手法の選択について十分検討を行い、地方独立行政法人制度、指定管理者制度、PFI事業、民間委託等の事業手法の導入について、総合的に比較検討を行い、費用対効果が最大となる事業手法を選択すべきである。
- また、「新地方公会計モデル」による公営企業会計も連結対象とした連結財務書類の整備が鋭意進められていること等も踏まえ、特段の事情がある場合を除いて、地方公営企業法の全部又は一部を積極的に適用する必要がある。

○ 第三セクター等改革推進債の活用の検討

- 第三セクター等改革推進債は、公営企業債の繰上償還等公営企業の廃止を行う場合に必要となる経費を対象とすることができるものであり、その活用も念頭において、抜本改革の具体案を検討されたい。

公営企業の計画的経営の推進に関する事項

引き続き公営企業形態で事業を行う場合には、より一層計画性・透明性の高い企業経営を推進するために、特別会計を単位として、「経営計画」の策定を行うことが望ましい。

一 「経営計画」の策定

- 計画の策定に当たっては、下記の項目について所要の検討を行った上、記載することが適当である。
 - 投資に関する事項
 - 料金その他の収入に関する事項
 - 一般会計からの繰出金に関する事項
 - 経営基盤の強化に関する事項（①組織の活性化と人材の育成、②企業環境の整備、③資産の有効活用等）

二 「経営計画」を活用した業績評価等

地方公営企業の抜本的改革等の取組状況(平成25年4月1日現在)

| 事業廃止 (平成16年度(※)からの実施数) | | 民営化・民間譲渡 (平成16年度(※)からの実施数) | | 指定管理者制度 (導入数) | | PFI (導入数) | | 公営企業型地方独立行政法人(導入数) | |
|---------------------------|--------------|-------------------------------|-------------|------------------|--------------|----------------|-----------|--------------------|------------|
| 315事業 (187事業) | | 245事業 (91事業) | | 737事業 (133事業) | | 56事業 (12事業) | | 37法人 (26事業) | |
| 県・政令市等 | 市町村等 | 県・政令市等 | 市町村等 | 県・政令市等 | 市町村等 | 県・政令市等 | 市町村等 | 県・政令市等 | 市町村等 |
| 31 (15) | 284 (172) | 39 (17) | 206 (74) | 115 (18) | 622 (115) | 31 (7) | 25 (5) | 22 (13) | 15 (13) |
| 宅地造成 | 79(53) | 介護 | 123(47) | 介護 | 205 (30) | 下水道 | 22(6) | 病院 | 37(26) |
| 観光施設その他 | 52(25) | 病院 | 29(12) | 観光施設その他 | 165 (38) | 病院 | 13(2) | | |
| 介護 | 46(24) | 交通 | 23(6) | 駐車場 | 148 (20) | 水道 | 9 (2) | | |
| 病院 | 41(18) | 観光施設その他 | 24(7) | 病院 | 72 (13) | 観光施設その他 | 4 (1) | | |
| 簡易水道 | 29(19) | 市場 | 7(4) | 港湾整備 | 32 (8) | | | | |
| | | 電気 | 7(4) | 下水道 | 32 (4) | | | | |
| | | | | 市場 | 31 (11) | | | | |
| | | | | と畜場 | 23 (3) | | | | |
| | | | | 簡易水道 | 7 (1) | | | | |
| | | | | 宅地造成 | 7 (0) | | | | |

(※)平成16年度から調査開始(「地方公営企業の経営の総点検について」(平成16年4月13日付け総務省自治財政局公営企業課長通知)に基づくもの)

(※)()内の数値は、平成21年4月2日から平成25年4月1日の実績で内数。

<参考>公営企業における三セク債の活用状況(件数:H21年度~H25年度第一次等予定額時点)

| 病院 | | | | 土地関係 | 交通その他 | 合計 |
|-------|-------|----|----|------|-------|----|
| 地方独法化 | 広域連合化 | 廃止 | 小計 | | | |
| 8 | 4 | 5 | 17 | 12 | 3 | 32 |

民間的経営手法等の導入

| | |
|--|--|
| <p>PFI</p> | <p>新たなマネジメント手法の導入</p> |
| <p>○東京都水道局の金町浄水場常用発電PFI事業 ○横浜市環境創造局改良土プラント増設・運営PFI事業 ○鯖江市のPFI手法に基づく駐車場整備事業</p> | <p>○静岡市下水道事業におけるアセットマネジメント手法の導入 ○宮崎県上下水道局の簡易水道事業の法適用化 ○紫波町下水道事業の公営企業法適用化 ○埼玉県病院事業における管理者制度の導入</p> |
| <p>指定管理者制度・民間委託</p> | <p>資産の有効活用・新技術の活用</p> |
| <p>○黒川地域行政事務組合公立黒川病院の指定管理者制度導入 ○三春町における法適化(下水道、宅地造成)と民間委託(上下水道施設、宅地造成経理) ○太田市の上下水道事業包括業務委託</p> | <p>○阪神水道企業団の浄水池上部空間における商業施設誘致 ○函館市電の停留所ネーミングライツの売却 ○川崎市上下水道局のマイクロ水力発電事業 ○梶原町の風力発電収入を生かした循環型まちづくり</p> |
| <p>民間企業との共同出資・民間譲渡</p> | <p>独立行政法人化・広域化</p> |
| <p>○広島県企業局における水道三セク会社に対する民間との共同出資 ○呉市市営バスの民間譲渡 ○名古屋市西部医療センター城西病院の民間譲渡</p> | <p>○山形県・酒田市の病院経営統合と地方独立行政法人化 ○北九州市と水巻町との上水道事業統合 ○置賜地域の医療機能の再編・ネットワーク化</p> |
| <p>防災対策の充実</p> | <p>国際交流・海外展開</p> |
| <p>○東京都、埼玉県、川崎市の非常時における水の相互融通</p> | <p>○東京都水道局や横浜市水道局の国際貢献(研修員受入れ、職員派遣等)や会社設立等による海外展開</p> |

第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現

6. 強い経済、豊かな生活を支える公的部門の改革

(3) 公的部門への民間参入促進

公共投資などの分野への民間参入を促し、民間の資金やノウハウを活用することが重要である。インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。今後は、民間の資金・ノウハウを活用することにより、インフラの運営・更新等の効率化、サービスの質的向上、財政負担の軽減が図られる事業については、PPP/PFIを積極的に活用する。

PPP/PFI の抜本改革を通じて、公的負担の軽減を図りつつ、民間投資も喚起し、官民連携によるシナジー効果を高め、経済再生や豊かな国民生活に資するインフラの整備・運営・更新を実現する。このため、本年6月に取りまとめられたアクションプランにおいて示した方針に沿って、各府省庁における取組の工程管理により、今後10年間(平成25～34年)で12兆円規模に及ぶ事業を着実に推進する。

第3章 経済再生と財政健全化の両立

3. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方

(2) 21世紀型の社会資本整備に向けて

③ 民間能力の活用等による効率的な社会資本整備

厳しい財政制約の下、国民にとって真に必要なサービスを提供する観点から、選択と集中の徹底、国・地方の適切な分担、民間の資金・ノウハウを活用するPPP/PFIへの抜本的転換、コスト構造の改善等を進める。

・ PPP/PFIへの抜本的転換に向けたアクションプランの下、民間提案の活用、官民連携体制の構築、コンセッション方式の空港、上下水道、道路等への積極的導入を進めるほか、収益施設等を活用したPFI事業による維持管理・更新を推進し、PPPを活用した高速道路の大規模改修方策の導入について検討を進める。さらに、企業会計ベースの資産評価など財務情報の整備促進を図る。

・ このようなPPP/PFIの抜本的改革に向けた各省庁・地方公共団体の取組を適切に評価し、官民連携効果の高い投資への重点化を図る。

・ これまでのコスト構造改善の仕組み・内容を見直し、総合的なコストの縮減を図るため、PPP/PFIの拡大、維持管理コストの縮減、入札・契約をはじめとする調達改革、ICT等の技術イノベーションの活用等、実効性のある取組を大胆に進める。

(3) 地方行財政制度の再構築に向けて

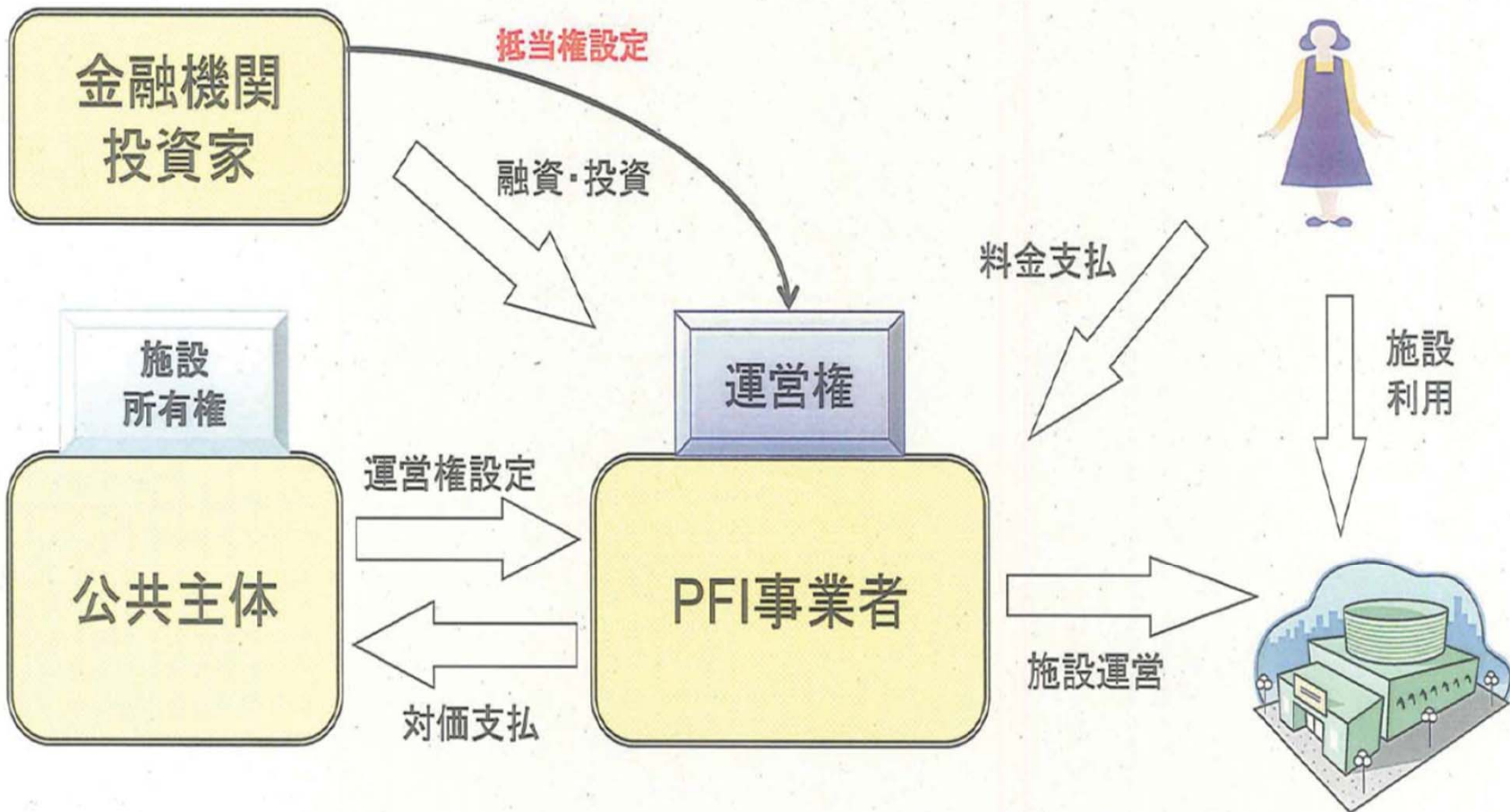
② 重点的取組 -歳出改革-

・ PPP/PFIの導入領域を大幅に拡大し、行政サービスの質の向上や効率性を高めるとともに、地方自治体の行財政改革を促していく。

公共施設等運営権(コンセッション方式)

公共施設等運営権とは

- ・利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式
- ・既存の施設においても新設の施設においても設定が可能



地方公営企業会計制度等の見直しの全体像

I 資本制度の見直し

改正済(※1)
(H24.4.1から適用)

※1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第1次一括法)
(平成23年法律第37号)により地方公営企業法を改正

II 地方公営企業会計基準の見直し

改正済(※2)
(H26予決算から適用)

※2 地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令(平成24年政令第20号)により地方公営企業法施行令等を改正

○ 会計基準の見直し

- 1 借入資本金
- 2 補助金等により取得した固定資産の償却制度等
- 3 引当金
- 4 繰延資産
- 5 たな卸資産の価額
- 6 減損会計
- 7 リース取引に係る会計基準
- 8 セグメント情報の開示
- 9 キャッシュ・フロー計算書
- 10 勘定科目等の見直し
- 11 組入資本金制度の廃止(資本制度の見直しの積み残し)

○ 会計変更に伴う経過措置等

III 財務規定等の適用範囲の拡大等

総務省研究会
で検討中

- 簡易水道事業・下水道事業等への財務規定等の適用拡大

地方公営企業会計制度等の見直しの背景

1 公営企業を取り巻く環境の変化

～事業・サービスの拡充期から人口減少社会、インフラ更新・縮小時代へ～

- 事業・サービスの拡充が求められた時代と比べて、人口減少社会、インフラ強靱化・更新・縮小時代へ転換する中で、経営革新や経営判断に必要な損益の認識、資産・負債の把握等を正確に行う必要が強くなっている。

2 公営企業の抜本改革の推進

- 「債務調整等に関する調査研究会報告書」(平成20年12月5日)において、「総務省においては、公営企業の経営状況等をよりの確に把握できるよう、公営企業会計基準の見直し、各地方公共団体における経費負担区分の考え方の明確化等、所要の改革を行うべきである。」との提言がなされている。

3 地方分権改革の推進

- 地方分権改革推進委員会の第2次勧告(平成20年12月8日)、第3次勧告(平成21年10月7日)及び第4次勧告(平成21年11月9日)において、「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」及び「地方自治体の財務会計における透明性の向上と自己責任の拡大」が掲げられた。

4 民間の企業会計基準の見直しの進展

- 企業会計基準の見直しの進展により、事業の財政状態及び経営成績をより適切に表示しうるものとなっていること、また、民間企業との比較分析を容易にするためにも企業会計制度との整合を図る必要が生じている。

5 他の公的セクターの会計改革の推進

- 地方独法化を選択する地方公営企業も増えており、同種事業の団体間比較のためにも、地方公営企業会計基準と企業会計原則に準じた地方独法会計基準との整合を図る必要が生じている。
- 地方公会計の整備における会計モデルも、企業会計原則に準じた会計制度が導入されている。

見直しに当たっての基本的考え方

1 現行の民間企業会計原則の考え方を最大限取り入れたものとする

- 地方公営企業の更なる経済性の発揮のため、地方公営企業会計の見直しに当たっては、最大限、現行の民間の企業会計原則の考え方を取り入れることとする。
- 地方公営企業会計は、今後の企業会計原則の変更について、一定程度の定着を待って、地方公営企業の特性も踏まえ、適時適切に反映、見直しを行う。

2 地方公営企業の特性等を適切に勘案すべきこと

- 地方公営企業会計においては、負担区分原則に基づく一般会計等負担や国庫補助金等の存在に十分意を用いて、これらの公的負担の状況を明らかにする必要がある。公営企業型地方独法会計基準の考え方も必要に応じ参考とし、新地方公会計モデルにおける一般会計等との連結等にも留意する。
- 地方公営企業の特性等を踏まえ、必要に応じ、注記を行う。

3 地方分権改革に沿ったものとする

- 地方公共団体における地方公営企業経営の自由度の向上を図る観点から、資本制度等の見直しを行う。
- 地方財務会計について、ストック情報を含む財務状況の開示の拡大の要請が強いこと等も勘案し、現在、財務規定等が適用されていない公営企業等について、新たに地方公営企業法の財務規定等を適用する。

資本制度の見直し

「地方公営企業会計制度等研究会報告書」(平成21年12月)の提言を踏まえ、及び「地方分権改革推進計画」(平成21年12月閣議決定)に基づき、地方公営企業の経営の自由度を高める等の観点から、公営企業における「資本制度」を見直すこととし、以下のとおり地方公営企業法を一部改正。

『地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第1次一括法)』による地方公営企業法の一部改正の概要

成立:平成23年4月28日(公布:平成23年5月2日)

施行日:平成24年4月1日

- ①法定積立金(減債積立金、利益積立金)の積立義務を廃止。
- ②条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、利益及び資本剰余金を処分できることとする。
- ③経営判断により、資本金の額を減少させることができることとする。

○地方公営企業法第32条及び第32条の2(資本制度の改正関係)

| | ① 利益の処分 | ② 資本剰余金の処分 | ③ 資本金の額の減少 |
|-----|---|---|------------|
| 改正前 | ①1/20を下らない金額を減債積立金又は利益積立金として積立 ②残額は議会の議決により処分可 | ①原則不可 ②補助金等により取得した資産が滅失等した場合は可 ③利益をもって繰越欠損金を補填しきれなかった場合は可 | 不可 |
| 改正後 | 条例又は議決により可 | 条例又は議決により可 | 議決により可 |

➡ 利益、資本剰余金の処分が、条例又は議決により可能となったことに伴い、政省令の関係規定を整備(削除)。

地方公営企業会計基準見直しの概要と意義

【見直しの趣旨】

- 民間の企業会計基準が大幅に変わるとともに、他の公的部門(地方独法、地方公会計等)も企業会計原則を基本とした考え方を取り入れる中であって、できる限り企業会計基準との整合を図るための改正を行った。
- 併せて、地方分権改革の観点から、住民等への情報開示の拡大や経営の自由度の向上を図るための改正を行った。

【主な見直し内容】

- ① 従来は「資本」に計上されていた建設改良に要する企業債・借入金(=借入資本金)を「負債」に計上。
- ② 資産価値の実態を適切に反映できず、その適用が地方公営企業の任意とされていた「みなし償却制度」を廃止。
- ③ 従来は計上が任意とされていた引当金(退職給付引当金、貸倒引当金等)の計上を義務化。



地方公営企業の経営実態がよりの確に把握できるようになるとともに、他の公営企業や他のセクターと比較しやすく、住民等にも分かりやすいものとなる。

【(参考)新会計基準適用前後の貸借対照表のイメージ】

| | |
|-------------|--------------|
| 固定資産 92,000 | 固定負債 5,000 |
| | 流動負債 20,000 |
| | 資本金 35,000 |
| | 資本剰余金 30,000 |
| 流動資産 8,000 | 利益剰余金 10,000 |
| → | |
| 固定資産 82,000 | 固定負債 42,000 |
| | 流動負債 25,000 |
| | 資本金 5,000 |
| | 利益剰余金 18,000 |
| 流動資産 8,000 | |

【変化の主な要因】
・借入資本金を負債に計上
・退職給付引当金を負債に計上
・みなし償却制度の廃止により、固定資産が減少

- (ポイント1) 真の損益構造が明らかになる
- (ポイント2) 資本より負債が大きくなる
- (ポイント3) 移行処理時に利益剰余金が増加する
- (ポイント4) 公営企業の負担範囲(⇔公費負担範囲)が明らかになる
- (ポイント5) 真の資産状況が明らかになる
- (ポイント6) 料金徴収率が明らかになる
- (ポイント7) 部門別の経営状況が明らかになる
- (ポイント8) 剰余金や資本金の処分を自ら決定できるようになる

以下のような検証・検討が必要



1. 損益を中心とした経営のあり方に関する検証・検討

- (1) 赤字構造か黒字構造か
- (2) どの程度公的支援に依存しているか
- (3) 費用縮減できるポイントはないか
- (4) 適切な料金水準はどの程度か
- (5) 部門別の経営対策 など

2. ストックを中心とした経営のあり方に関する検証・検討

- (1) 将来に向けた基本的な経営方針(事業規模等)と財務基盤のあり方(資本・剰余金の取扱い等)
- (2) 収益力と資産の状況、資産の償却状況の把握と更新投資のあり方
- (3) 債権管理体制のあり方 など

(ポイント1) 真の損益構造が明らかになる

- 本来認識しなければならない収益・費用を、発生時点ですべて計上することにより、真の損益構造が明らかになる。
- 建設改良のための補助金等・一般会計繰入金を収益(長期前受金戻入)としてカウント → 収益の増加要因に。
- 退職給付引当金や賞与引当金、貸倒引当金、たな卸資産評価損、減損損失の計上により、短期的には費用が増加するが、これらは発生主義の徹底により前倒しで計上されるもので、長期的には損益に対して中立的。

改正前のP/L

| | |
|----------------|-----|
| 営業収益 | 〇〇〇 |
| 営業費用 | 〇〇〇 |
| ... | |
| 減価償却費 | 〇〇〇 |
| 賞与(※当年度4-11月分) | 〇〇〇 |
| 賞与(※前年度12-3月分) | 〇〇〇 |
| 退職給与金 | 〇〇〇 |
| ... | |
| 営業利益 | 〇〇〇 |
| 営業外収益 | 〇〇〇 |
| ... | |
| 営業外費用 | 〇〇〇 |
| 経常利益 | 〇〇〇 |
| 特別利益 | 〇〇〇 |
| 特別損失 | 〇〇〇 |
| 貸倒損失 | 〇〇〇 |
| ... | |
| 当年度純利益 | 〇〇〇 |

改正後のP/L

| | |
|-----------------------------|------------|
| 営業収益 | 〇〇〇 |
| 営業費用 | 〇〇〇 |
| ... | |
| <u>減価償却費</u> | <u>〇〇〇</u> |
| 賞与(※当年度4-11月分) | 〇〇〇 |
| <u>賞与引当金繰入額(※当年度12-3月分)</u> | <u>〇〇〇</u> |
| <u>退職給付引当金繰入額(※通常分)</u> | <u>〇〇〇</u> |
| <u>貸倒引当金繰入額</u> | <u>〇〇〇</u> |
| ... | |
| 営業利益 | 〇〇〇 |
| 営業外収益 | 〇〇〇 |
| ... | |
| <u>長期前受金戻入</u> | <u>〇〇〇</u> |
| 営業外費用 | 〇〇〇 |
| 経常利益 | 〇〇〇 |
| 特別利益 | 〇〇〇 |
| 特別損失 | 〇〇〇 |
| ... | |
| <u>たな卸資産評価損</u> | <u>〇〇〇</u> |
| <u>減損損失</u> | <u>〇〇〇</u> |
| <u>退職給付引当金繰入額(※移行処理分)</u> | <u>〇〇〇</u> |
| ... | |
| 当年度純利益 | 〇〇〇 |

・これまで「みなし償却」を行っていた事業については、減価償却費が増加。

・引当金はいずれも、将来発生する可能性が高い費用を現時点で計上するもの(これまでは支払や損失確定のタイミングでP/Lに費用計上)。

・長期前受金戻入の計上により、収益が増加。
・一般会計繰入金 → 収益分が純増。
・補助金等 → これまで「みなし償却」を行っていた事業については、減価償却費増加分と相殺。

・資産価値の減少により将来費用・損失が発生する可能性が高い場合に、現時点で費用・損失発生見込み分を計上するもの。

※明らかになった真の損益構造をもとに、以下のポイント等を検証・検討することが重要。

- | | |
|-------------------|----------------------|
| (1) 赤字構造か黒字構造か | (2) どの程度公的支援に依存しているか |
| (3) 費用縮減できる項目はないか | (4) 適切な料金水準はどの程度か |

(ポイント5) 真の資産状況が明らかになる

- 固定資産の価値を明らかに → 償却資産はすべて毎年度減価償却(「みなし償却」制度廃止)
 ⇒ 帳簿価額に対する償却割合が明確になり、
 今後の更新投資等の検討材料になる
 → 将来得られるであろう収入を算出し、適正な価額に(減損損失)
- 債権(料金<未収金>)の価値を明らかに → 貸倒実績率等を踏まえた価額に(貸倒引当金)
- たな卸資産(販売用土地等)の価値を明らかに → 時価<簿価のときは時価に(低価法)

改正前のB/S

| 資産 | | 負債 |
|---------|---------|----|
| 固定資産 | 100,000 | |
| 減価償却累計額 | △20,000 | |
| 未収金 | 10,000 | |
| たな卸資産 | 20,000 | |
| | | 資本 |

改正後のB/S

| 資産 | | 負債 |
|---------|--|----|
| 固定資産 | 95,000 <i>(※減損損失計上による 減少分 △5,000)</i> | |
| 減価償却累計額 | △30,000 | |
| 未収金 | 10,000 | |
| 貸倒引当金 | △500 | |
| たな卸資産 | 19,000 <i>(※低価法による 1,000)</i> | |
| | | 資本 |

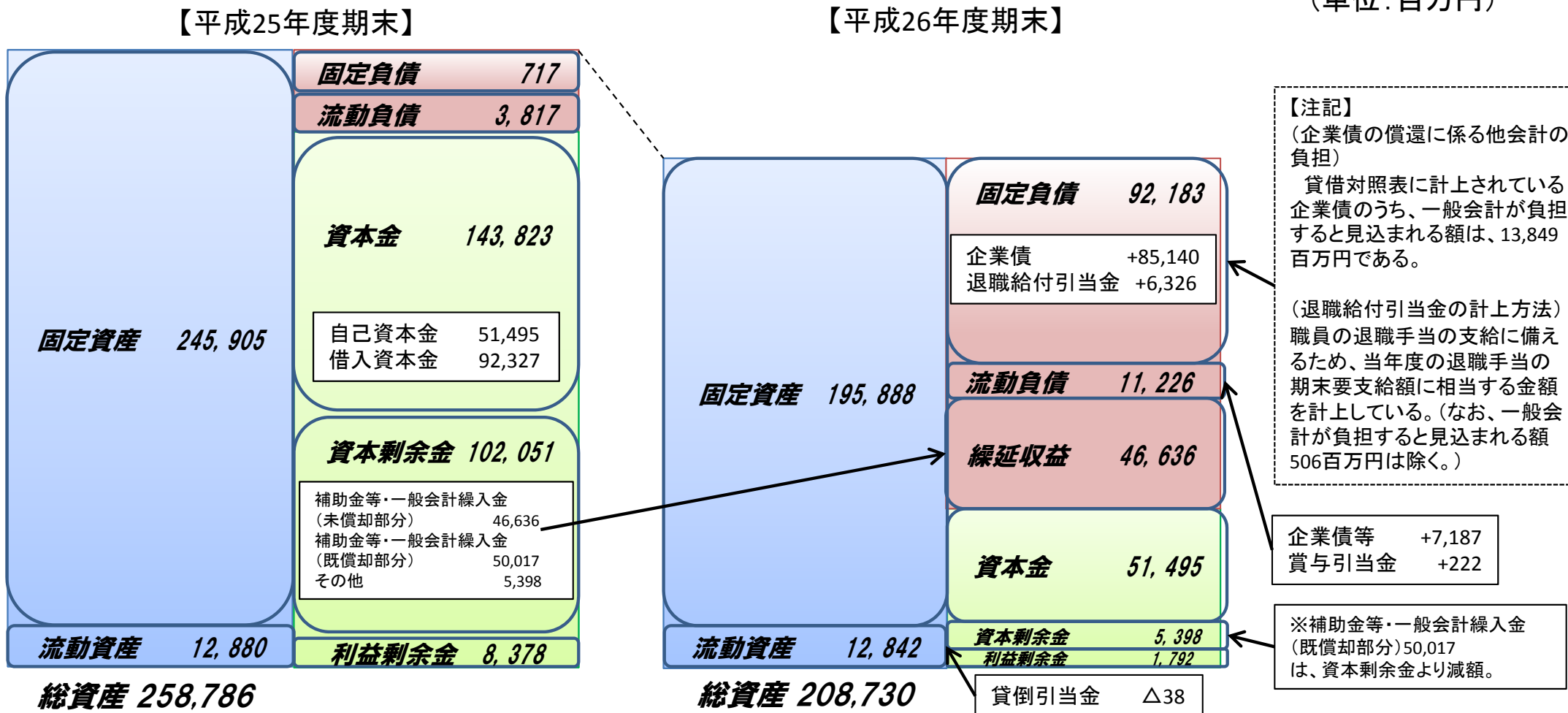
この場合、実際の償却割合が
 $30\% (= 30,000 / 100,000)$
 であることが明らかになる。

貸借対照表への影響は？(A市水道事業の場合)

- 「みなし償却」制度の廃止により固定資産が減少(△20.4%)
- 建設改良のための借金(借入資本金)の計上方法の変更等により、資本:負債の比率が激変！(資本:負債=98:2から28:72へ)
- ただし、実質的には負債とは言えない繰延収益が含まれ、企業債にも一部一般会計負担があることに留意する必要がある。

【設例】平成26年度から新会計基準を適用した場合(「みなし償却」適用事業)

(単位:百万円)



地方公営企業制度の概要

1. 企業としての性格(地方公営企業法(以下、「法」という。)第2条、第3条)

- ◆ 地方公共団体が、住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業。
事業例:上・下水道、病院、交通、ガス、電気、工業用水道、地域開発(港湾、宅地造成等)、観光(国民宿舎、有料道路等)
- ◆ 一般行政事務に要する経費が権力的に賦課徴収される租税によって賄われるのに対し、公営企業は、提供する財貨又はサービスの対価である料金収入によって維持される。

2. 管理者(法第7条～第16条)

- ◆ 企業としての合理的、能率的な経営を確保するためには、経営の責任者の自主性を強化し、責任体制を確立する必要があることから、地方公営企業の経営組織を一般行政組織から切り離し、その経営のために独自の権限を有する管理者(任期4年)を設置。
- ◆ 管理者は地方団体を代表(ただし、地方債の借入れ名義は、地方団体の長)。

3. 職員の身分取扱(法第36条～第39条)

- ◆ 人事委員会を置く地方公共団体については、職階制の採用が義務づけられているのに対し、企業職員については、その実施は任意。
- ◆ 給与については、職務給(職務遂行の困難度等職務の内容と責任に応ずる)であることに加え、能率給(職員の発揮した能率を考慮)であることを要する。
- ◆ 人事委員会は、企業職員の身分取扱いについては、任用に関する部分を除き、原則として関与しない。
- ◆ 企業職員には、団体交渉権が認められている。
- ◆ 給与、勤務時間その他の勤務条件については公営企業の管理運営に属する事項を除き、団体交渉の対象とし、労働協約を締結できる。

4. 財務(法第17条～第35条)

- ◆ 事業ごとに経営成績及び財務状態を明らかにして経営すべきものであることに鑑み、その経理の事業ごとに特別会計を設置。
- ◆ その性質上公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及びその公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが困難である経費については、地方団体の一般会計又は他の特別会計において負担。(それ以外の経費については、公営企業の経営に伴う収入をもって充てる。)

5. 会計(法第20条、第30条)

- ◆ 企業会計方式をとっており、以下の点等において官公庁会計方式と相違。
 - ・官公庁会計方式が現金主義会計、単式簿記を採っているのに対し、公営企業会計では発生主義会計、複式簿記を採用。
 - ・損益計算書、貸借対照表等の作成を義務付け。

地方公営企業法の適用範囲について

1) 地方公営企業法について

- 地方公営企業の組織、財務、職員の身分取扱い等については、地方自治法等の特例として、地方公営企業法が規定。
- 地方公営企業は、全部適用事業(当然)、財務規定等適用事業(当然)、任意適用事業(全部適用又は財務規定等適用)、法非適事業に分かれているが、法非適事業に財務規定等の適用を拡大することを検討。

2) 地方公営企業法の適用範囲について(現行)

地方財政法第5条第1号に規定する公営企業

<法適用事業>

(地公企法の規定を適用する事業)

<当然適用事業>

【全部適用事業】

- 水道
- 工業用水道
- 交通(軌道)
- // (自動車)
- // (鉄道)
- 電気
- ガス

【財務規定等適用事業】

- 病院

<任意適用事業>

任意に法を適用することが可能

※法非適事業のうち任意適用事業の割合(H24) 11.5%
(簡易水道事業: 3.0%、下水道事業 13.8%)

財務規定等の当然適用を拡大することを検討中

<法非適事業>

(地公企法の規定を適用しない事業)

- 交通(船舶)
- 電気(法非適)
- 簡易水道
- 港湾整備
- 市場
- と畜場
- 観光施設
- 宅地造成
- 公共下水道
- その他下水道
- 介護サービス
- 駐車場整備
- 有料道路
- その他(有線放送等)

※ ●のついたものは、地財法第6条に規定する特別会計設置義務のある公営企業

地方公営企業の法適用状況

公営企業全体8,724事業のうち、法適用事業は、平成24年度は前年度に比べ37事業の増加となり、2,996事業(事業数全体の34.3% H23比0.5ポイント増)となっている。

事業別・法適用事業数割合

(単位:事業)

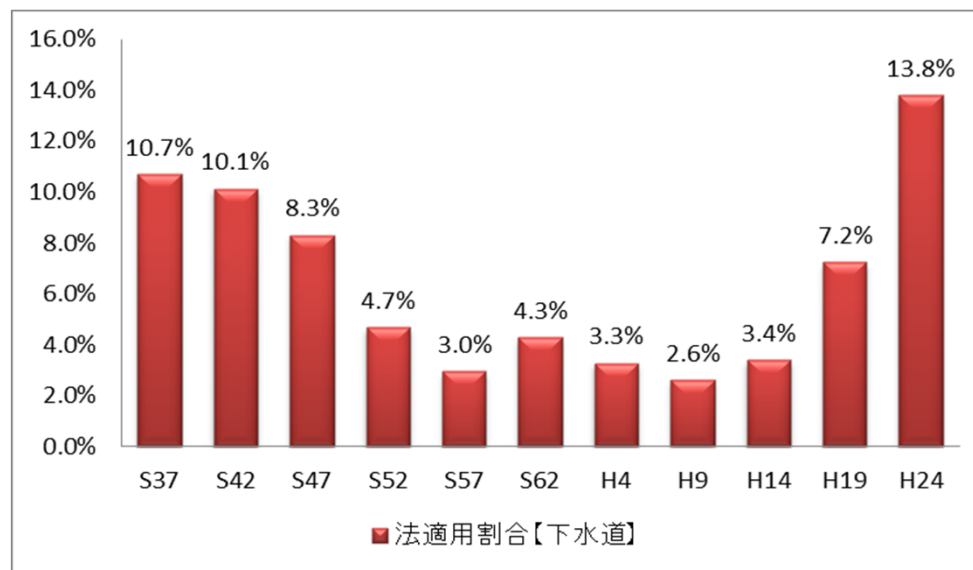
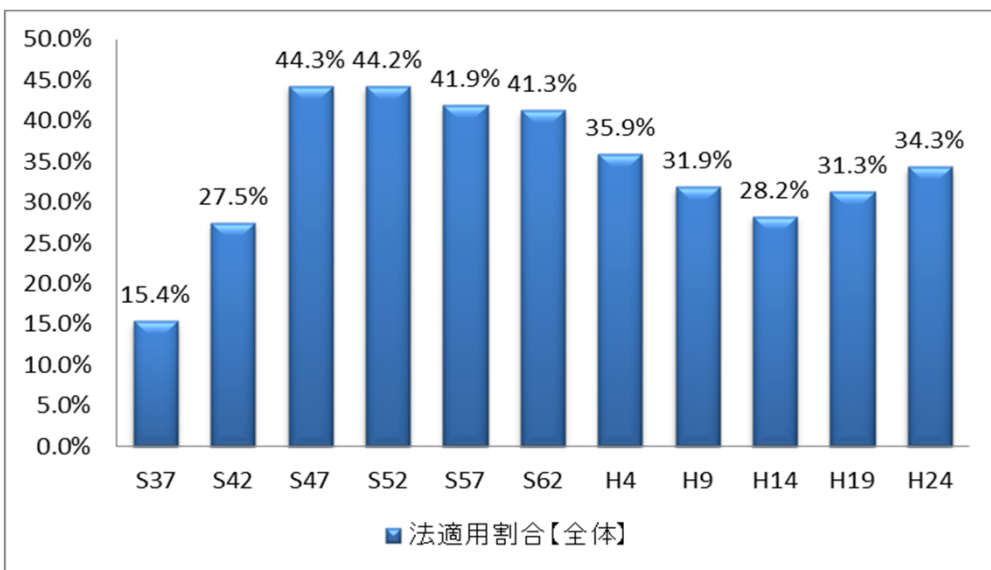
| 事業 | 区分 年度 | 法適用企業 | | | 法非適用企業 | | | 計 | | | 法適用 企業の 割合 |
|--------|----------|-------|-------|-----|--------|-------|------|-------|-------|------|------------------|
| | | 23 | 24(a) | 増減 | 23 | 24 | 増減 | 23 | 24(b) | 増減 | (a)/(b) (%) |
| 水道 | | 1,376 | 1,377 | 1 | 757 | 745 | △ 12 | 2,133 | 2,122 | △ 11 | 64.9% |
| うち簡易水道 | | 22 | 23 | 1 | 757 | 745 | △ 12 | 779 | 768 | △ 11 | 3.0% |
| 工業用水道 | | 152 | 153 | 1 | 0 | 0 | 0 | 152 | 153 | 1 | 100.0% |
| 交通 | | 59 | 55 | △ 4 | 39 | 38 | △ 1 | 98 | 93 | △ 5 | 59.1% |
| 電気 | | 26 | 26 | 0 | 37 | 39 | 2 | 63 | 65 | 2 | 40.0% |
| ガス | | 29 | 29 | 0 | 0 | 0 | 0 | 29 | 29 | 0 | 100.0% |
| 病院 | | 646 | 643 | △ 3 | 0 | 0 | 0 | 646 | 643 | △ 3 | 100.0% |
| 下水道 | | 454 | 502 | 48 | 3,171 | 3,131 | △ 40 | 3,625 | 3,633 | 8 | 13.8% |
| その他 | | 217 | 211 | △ 6 | 1,791 | 1,775 | △ 16 | 2,008 | 1,986 | △ 22 | 10.6% |
| 合計 | | 2,959 | 2,996 | 37 | 5,795 | 5,728 | △ 67 | 8,754 | 8,724 | △ 30 | 34.3% |

地方公営企業法適用事業割合の推移(全事業・下水道事業)

地方公営企業法適用事業割合については、昭和47年度以降は、全事業・下水道事業ともに平成14年度にかけて下降傾向にあるものの、以降10年間は上昇している。

法適用事業割合(全事業・下水道事業)

| 事業名 | S37 | S42 | S47 | S52 | S57 | S62 | H4 | H9 | H14 | H19 | H24 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|-------|
| 全体事業数(A) | 5,371 | 6,171 | 6,792 | 7,243 | 7,853 | 8,177 | 9,686 | 11,048 | 12,613 | 9,210 | 8,724 |
| 下水道事業数(a) | 159 | 217 | 349 | 620 | 1,046 | 1,282 | 2,594 | 4,173 | 4,902 | 3,701 | 3,633 |
| 法適用事業数(B) | 826 | 1,695 | 3,006 | 3,203 | 3,289 | 3,376 | 3,480 | 3,522 | 3,560 | 2,880 | 2,996 |
| 下水道事業数(b) | 17 | 22 | 29 | 29 | 31 | 55 | 85 | 109 | 167 | 268 | 502 |
| 全事業法適用割合(A/B) | 15.4% | 27.5% | 44.3% | 44.2% | 41.9% | 41.3% | 35.9% | 31.9% | 28.2% | 31.3% | 34.3% |
| 下水道事業法適用割合(a/b) | 10.7% | 10.1% | 8.3% | 4.7% | 3.0% | 4.3% | 3.3% | 2.6% | 3.4% | 7.2% | 13.8% |



地方公営企業法の適用範囲の拡大

1) 地方公営企業法の財務規定等の適用範囲の拡大の必要性と効果について

I 財務規定等の主な内容

- | | |
|-----------------------|------------|
| ① 経営成績、財政状況の把握 | ② 企業経営の弾力化 |
| ・ 発生主義・複式簿記の採用 | ・ 予算の弾力条項 |
| ・ 収益的なものと資本的なものの区分 など | ・ 資産管理の特例 |

II 財務規定等の適用範囲拡大の必要性と期待される効果

〔必要性〕

- ① 適切な更新計画や経営計画の策定等のため
ストック情報や損益情報を把握する必要性
- ② 地方分権を踏まえた情報開示拡大の要請
- ③ 企業間等の経営状況比較のため基準を統一
する必要性

〔期待される効果〕

- ① 適切な経営方針の策定と経営努力の促進
- ② 住民や議会によるガバナンスの向上
- ③ 財政規律向上による地方公共団体の財政健全化
- ④ 地方公会計改革の取組の促進

2) 地方公営企業法の適用に関する研究会について

- 地方公営企業会計制度については、地方公営企業会計制度研究会報告書(平成21年12月)を受け、資本制度の見直し(平成24年4月より適用)、会計基準の見直し(平成26予決算より適用)を行ってきた。
- 整備された会計制度をどの範囲の事業に適用させるべきか、財務適用範囲の拡大について、地方公営企業法の適用に関する調査研究会報告書(平成25年3月)等を踏まえ、「地方公営企業法の適用に関する研究会」(平成25年7月～)において、今後の地方公営企業法の適用に関する検討を行っている。

地方公営企業法の適用に関する調査研究会 報告書のポイント

(H24 自治総合センター調査研究事業)

- 地方公営企業は、事業・施設の普及拡大の時代からインフラ更新需要を踏まえた維持管理という経営の時代への転換期
- 地方公営企業法の財務規定等の適用には、適切な更新計画の策定、料金算定の適正化、経営効率化とサービス向上等のメリットがあることから、今後、財務規定等の適用範囲の拡大について引き続き検討を進めることが必要

1 はじめに

- ・ 現行の公営企業法が概ね確立された昭和41年以降、閣議決定等において、地方公営企業法適用範囲の拡大の方向が示されてきた

2 地方公営企業会計を巡る環境の変化と財務規定等の適用範囲の拡大の必要性

- ・ 地方公営企業は、事業・施設の普及拡大の時代から、維持管理という経営の時代に入り、経営判断の基礎となる会計の見直しが必要

3 地方公営企業法の財務規定等の主要内容・期待される効果

<財務規定等の主要内容>

- ・ 発生主義・複式簿記の採用、損益取引と資本取引の区分、経営成績と財政状況の早期把握
- ・ 弾力的な予算管理、機動的な資産管理

<期待される効果>

- ・ スtock情報の的確な把握により、適切な更新計画の策定が可能に
- ・ 使用料対象原価と的確な減価償却費の明確化による料金の適正化
- ・ 経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上
- ・ 住民や議会によるガバナンスの向上

4 国等によるこれまでの取組状況

- ・ 国等は、地方公営企業法の適用を推進するため、これまで、マニュアル・事例集の作成、アドバイザー派遣、地方財政措置等により支援

5 法適化に当たっての課題と対応

- ・ 地方公営企業会計に通じた職員の育成・確保への支援が重要
- ・ 財務諸表を分析し経営方針の策定やマネジメントに活用できる人材の育成・確保が重要
- ・ 地方公営企業法適用に向けた移行のための財源確保が必要
- ・ 資産評価に一定の労力や時間を要することに留意が必要

6 法適用の対象範囲の拡大の検討

- ・ 昭和41年時点で財務規定等が当然適用されていない理由の整理が現在も妥当なものであるかどうか、検証が必要
- ・ 地方公営企業法の適用範囲の拡大を検討する際には、地方財政法による特別会計設置義務との関係、経費回収率との関係、各事業の特性との関係、団体の規模との関係について検討を深める必要

7 おわりに

- ・ 本研究会での整理を踏まえ、今後、財務規定等の適用範囲の拡大の議論がさらに深められることが強く望まれる

第3章 経済再生と財政健全化の両立

3. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方

(3) 地方行財政制度の再構築に向けて

② 重点的取組

(地方における公共サービスの「可視化」の推進)

企業会計原則による公会計は、経営改革を進める上での基礎インフラであり、その導入を促進し、自治体財政の更なる「可視化」を推進する。あわせて、公共施設資産について、量・質両面から見直し、経営改革することが重要である。

地域レベルの身近なデータの利活用を促すとともに、自治体クラウドの取組を加速させ、地方自治体のオープンガバメント化を進める。

ストックも含めた財務情報の透明化を進め、企業会計原則を前提とした地方公会計の整備を促進する。